

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-2
許認可等の種類	漁船の建造等をすべき期間の延長の許可			
根拠法令条例等・条項	漁船法第6条第2項			
許認可等の概要	漁船建造等において、やむを得ない自由があると知事が認めたとき、失効期間を延長できる。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	処分事例がなく審査基準の設定が困難である。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	処分事例がなく標準処理期間の設定が困難である。			
期間の制定根拠	—			